

提出締切：10月18日(火)

広尾町議会 研修レポート用紙

議員名 松田 健司

研修等の名称：南十勝町村議会議員研修会

○今回の研修を受講しての感想等をご記入ください。

2022.10.3

行政を重ね可一般質問のポイントというテーマで
(株) 地方議会総合研究所。廣瀬 和彦氏による講話を
聆いた。

地方議会における、一般質問の機能や 質問と質疑の違いと心得
等、質問の手法や、効率的な質問を行うためのチェックポイントなど、
私が自身が一般質問に立った際に、下へん下へん下へん下へんする内容だった。
私が今まで行った一般質問に対する反省的観点を改めて考える
機会になり、一日得た知識や、実践的な手法を、次回からの
一般質問に生かし、行政に貢献して行動したい
強く感じる。研修谢谢你。

※提出いただいたレポートは、町ホームページに掲載することとしています
ので、ご了承ください。(この用紙をPDFデータにして掲載します。)

広尾町議会



提出締切：10月18日(火)

広尾町議会 研修レポート用紙

議員名 佐藤 隆

研修等の名称：南十勝町村議会議員研修会

○今回の研修を受講しての感想等をご記入ください。

行政を聞く中で一般質問のボイントと
異質に廣瀬さんの横溝.
大変勉強になりました
質問とは行政機関の見解を求める事.
質疑とは議題とした案件の疑問点を聞く事
全ての意見を述べることが出来た事
効果的な質問を行った事
11個のチラシボイントなど
非常にわかりやすい講義でした.
また少年ひとりの懇親会も
大変有意義でした。

※提出いただいたレポートは、町ホームページに掲載することとしています
ので、ご了承ください。(この用紙をPDFデータにして掲載します。)

広尾町議会



提出締切：10月18日(火)

広尾町議会 研修レポート用紙

議員名 萬葉山ちづ子

研修等の名称：南十勝町村議会議員研修会

○今回の研修を受講しての感想等をご記入ください。

廣瀬先生の「行政を動かす－般質問のポイント」
は、飽きさせないショーケース所にいれながらの分か
りやすいお話をでした。

住民の代表として（自分の略歴を活かし）
わかりやすい質問・質疑をすることを心掛け、自分
の気になる答弁があるまで、同じことを何度も
質問することはタブー。行政側をいかに動かす
かは人間同士のコミュニケーションが必要で、相手
に荀文意を表すことが大事であること。一般質問
を通して執行機関に対する監視能力と、
政策立案能力が求められ、地域社会の
経済情勢を把握し、町民と情報交換をして、
パート役として地域振興を盛り上げて
いくことを改めて感じました。

※提出いただいたレポートは、町ホームページに掲載することとしています
ので、ご了承ください。（この用紙をPDFデータにして掲載します。）

広尾町議会



提出締切：10月18日(火)

広尾町議会 研修レポート用紙

議員名 前嶋茂

研修等の名称：南十勝町村議会議員研修会

○今回の研修を受講しての感想等をご記入ください。

今回、議題が「行政を動かす一般負荷へのポイント」へのことで、期待を抱いて参加した。しかし、内容は義務提要的なもので、既に理解しているばかりであった。

今回の講義では議令として取入れるべきものとしての一つは、負荷通告とした際、理事者側から事前に答弁資料を配布することの必要性である。講師も指摘していたが、資料のない状態だと答弁の窮屈さ、①各弁の記載もれを防ぐことができる。加えてメリットとして再負荷の際、その場で瞬時に参考なくて済むことから再負荷の負の向上が図られる ②議論が充実が図られる。従ってこれらをハーモニ化する必要がある。

もう一便是、複数負荷の場合であるが、負荷事項が同一であっても、全く同じ負荷にはならない。各々の消費者への影響を尊重することが大事のことになった。

※提出いただいたレポートは、町ホームページに掲載することとしていますので、ご了承ください。(この用紙をPDFデータにして掲載します。)

広尾町議会



提出締切：10月18日(火)

広尾町議会 研修レポート用紙

議員名

研修等の名称：南十勝町村議会議員研修会

○今回の研修を受講しての感想等をご記入ください。

時代広報としての産業からいか。表紙のカラー化は時代の流れといふべきであると認識する。費用については今後検討する所とし、町民に読まれる時代広報かフェーストであろう。

紙面について、あと要約するところが13か所あるとの指摘があるが、現行の200~220字までの程度増やすのが検討事項となり。他の時代広報を参考することも必要になると思われる。

※提出いただいたレポートは、町ホームページに掲載することとしていますので、ご了承ください。(この用紙をPDFデータにして掲載します。)

広尾町議会 研修レポート用紙

議員名 志村國昭

研修等の名称：南十勝町村議会議員研修会（令和4年10月3日：中札内村）

「行政を動かす一般質問のポイント」

今回の研修に参加し、本町議会での質問、質疑、また一般質問における議員の発言などについて、多くの問題があると感じた。

1. 質疑：町村会議規則第64条、

- ① 発言は、すべて簡明にするもの。議題外にわたり又その範囲を超えてはならない。
- ② 議員は、質疑にあたっては、自己の意見を述べることはできない。

2. 質問、質疑での心得

- ① ポイントの外れた質問、質疑をしない。②時間の無駄遣いをしない。
- ③ 自分だけでなく、住民の代表として分かりやすい質問、質疑をする。
- ④ 持論を長々と述べ、第三者から見て、執行側の答弁、補助員の説明が正当であると認められるにも係わらず同じ質問、質疑を繰り返す。

※本町議会では、これに当てはまる質問、質疑が頻繁にある。当選回数も多く、他の議員の手本となるべき議員にその傾向が多いことに落胆している。

3. 一般質問：本町議会でよくある例だが、この研修では「適当ではない」とされた。

- ① 「多くの町民が・・・」という言葉をよく使う質問者がいる。ごく少数の住民意見

を、あたかも大多数の住民が「そう考えている」かのような言い回しで、調査もせず勝手な推測で、この言葉を使う。住民の範たる者である議員として議会の場で用いるのは間違いでないか。

- ② 質問を続けているうちに質問の主旨から横道に反れてしまい、時には抽象的で質問者にしかわからない言い回しになってしまい、意味不明の質問と受け止められる内容になることが多い。



③ 他団体での事例を持ち出し「自らの団体においても実施すべき」と毎回、同じパターンで要求する質問者がいる。言葉尻を捉えて、何度も何度もだらだらと質問を続け、執行側とのキャッチボールが繰り返されるが、時間の無駄を感じていないのか？疑問。

※研修では、「その団体では成功しても、自らの団体で成功するとは限らない。成功の保証がないにも関わらず、採り入れることを証拠、根拠に基づかず要求することは適当ではない。他町村は他町村であり、わが町に当てはまるとは限らない」とのことであった。

研修会での研鑽として、本町議会での質問、質疑、一般質問におけるルール違反は相当甚大な状況にあると感じた。

議長、特委の委員長の権限を行使し、会議の秩序、品位を保持することを望む。

提出締切：10月18日(火)

広尾町議会 研修レポート用紙

議員名

渡辺亮之馬

①

研修等の名称：南十勝町村議会議員研修会

○今回の研修を受講しての感想等をご記入ください。

今回の講演は一般質問の有効性をどうのくに構成するかが主なテーマと
なっている。我々議員の常日頃、どうすれば行政を動かせ、質問と何が?を模索して
いるか満足可結果とは言えない。
その意味で今回の講演は参考になったと
思う。一般質問では自己の意見を述べる
事が出来るがそれだけに、どの"質"か問われる
事になる、目的は求められて質問、同じ事の
繰返し起承転結の定かでない質問等
は気が付けてやめればならない。
これまでければ答弁する側もまたその質問
に応じた、曖昧で無責任な答える
ばかりしそうい、前向きさみに対する期待感
なり状態である。

※提出いただいたレポートは、町ホームページに掲載することとしています
ので、ご了承ください。(この用紙をPDFデータにして掲載します。)

広尾町議会



提出締切：10月18日(火)

広尾町議会 研修レポート用紙

議員名

シ居心

(2)

研修等の名称：南十勝町村議会議員研修会

○今回の研修を受講しての感想等をご記入ください。

行政を動かすといつても良質には我々
議員が十分に調査と、強い住民要望に
支えられて、貴重な時間を無駄にしてないよう
日々努力して、行かなければならぬときに
躊躇しない。

※提出いただいたレポートは、町ホームページに掲載することとしています
ので、ご了承ください。(この用紙をPDFデータにして掲載します。)

提出締切：10月18日(火)

広尾町議会 研修レポート用紙

議員名 旗手恵子

研修等の名称：南十勝町村議会議員研修会

○今回の研修を受講しての感想等をご記入ください。

行政を動かす一般質問のポイントについて、廣瀬講師の講演で学ばせていただいたました。

一般質問は、数を競うものではないが、毎定期会全議員が、一般質問を行う議会が多くなっている。議員活動は、日々の活動(調査・実態把握)等、時間がかかるが、山形県鶴岡市議会では、毎定期会ごとに、総括質問を行った議員を除く全議員が、一般質問を実施しているとの事でした。

※提出いただいたレポートは、町ホームページに掲載することとしていますので、ご了承ください。(この用紙をPDFデータにして掲載します。)

広尾町議会



提出締切：10月18日(火)

広尾町議会 研修レポート用紙 (NO.1)

議員名 山谷 服夫

研修等の名称：南十勝町村議会議員研修会

○今回の研修を受講しての感想等をご記入ください。

中札内文化創造センターで開催されたこの研修会は、議員活動研修のため全議員が対象であり、その議員派遣については、議会の議決を求めるところから、必ず出席することを前提と認識している。

そして、講師は(株)地方議会総合研究所 代表取締役 廣瀬和彦氏による「行政を動かす一般質問のポイント」と題し、「質問・質疑とは」(1)意義と規定から始まり、私が初当選の時に当時の議会事務局長が新人議員の心得としての説明会で冒頭、皆さん「質問と質疑は違う」という事を理解して下さいと言われた事を改めて思い出し、講師の「大変わかり易い」講話を感謝したい。

そこで、「質問と質疑の相違」を正しく認識する事が基本であり、その上で、留意事項や心得などをもて、質問・質疑を行うことの重要性が求められるのではないか。その大きな違いは、疑問点に自分の意見を述べる事が出来なか出来ないかであるが、一般質問では当該団体の業務についての疑問点と自己の意見を述べることができる。しかし、質疑は議題となつた案件の疑問点の解明に限定され、自己の意見を述べることができない。その事を理解しなければ議員の問題だけではなく、広く議会が問われる事になる。

※提出いただいたレポートは、町ホームページに掲載することとしていますので、ご了承ください。(この用紙をPDFデータにして掲載します。)

広尾町議会



提出締切：10月18日(火)

広尾町議会 研修レポート用紙 (No.2)

議員名 山谷 照夫

研修等の名称：南十勝町村議会議員研修会

○今回の研修を受講しての感想等をご記入ください。

のではないかと考える。

また、「議会事務局長に対する質問」では、例えは議会費について質問することは可能であるが、事務局長は答弁できない。さらに、「質問の範囲と対象」では、外交問題や防衛費などの質問は国の事務であるとして留意。市町村の一般事務の範囲ではないので質問できない。よく聞く、よくあるこの事例]の対応についても大変参考にならう。

今後、一般質問にあたっては、回数も課題であるが「行政を少しでも動かすために」より一層、日々の議員活動で得た住民の意見・要望や自らの調査、実態把握を基に、「相手に何を訴えたいのか」として、「論点を絞って」疑問点と自己の意見(考え方)を述べることができるよう、今回の研修会で習得したポイント等を活したい。

※提出いただいたレポートは、町ホームページに掲載することとしていますので、ご了承ください。(この用紙をPDFデータにして掲載します。)

広尾町議会

研修レポート

議員名 堀田成郎

研修等の名称：南十勝町村議会議員研修会

標記研修会を『行政を動かす一般質問のポイント』を演題として、㈱地方議会総合研究所の廣瀬和彦 代表取締役をお招きして講演をいただいた。

講演の内容自体は数年前にわが町議会において開催した独自研修に講師として講演をいただいた時と内容において大きな違いはなかったが、質問と質疑の相違点を各議員がしっかりと理解したうえで、町政に対する論点を明確化し効果的な一般質問にするための手法や考え方を芽室町（一般質問の委員会追跡調査事例）や秋田の横手市議会（常任委員会の代表による委員会質問事例）、大分の中津市議会（一般質問形成サイクル事例）など具体的な例を挙げて示していただいたことは大いに参考になった。そのどれもが議会の政策立案及び提言能力の向上を目指しているものと強く感じた。また、懇親会の場においてあるが同席した講師との会話の中で議長として抱えていた悩み事を相談したところ的確なアドバイスをいただき後の臨時会で発議議案として提出し議決を行えたことも今回の大きな成果の一つであった。

